

機器調達契約書（案）

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が使用するノート型パーソナルコンピューター及びオプション機器（以下「機器」という。）について以下のとおり調達の契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき指定する機器の調達及び納入（以下「本業務」という。）を行うものとする。

（再委託等の禁止）

第2条 乙は、本業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

（機器の納入期限）

第3条 乙は、別紙の仕様書に基づき、機器を甲の指定する納入期限までに甲の指定する場所に納入しなければならない。

（監督）

第4条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務遂行にあたって疑義または不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（納入）

第5条 乙は、甲の指定する日に機器を納入し、甲の受領をもって納入したものとする。

2 納入場所は次のとおりとする。

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

3 納入期限は次のとおりとする。

令和4年11月30日（水）

（検収）

第6条 乙は、機器の納入にあたり、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の検査において、不良又は数量不足があったときには、甲は乙に対し直ちに通知をしなければならない。この場合乙は、乙の費用にて不良品の回収及び代替品又は不足分の商品を直ちに前条記載の納入場所に納入しなければならない。

（契約金額）

第7条 本業務にかかる契約金額は、〇,〇〇〇,〇〇〇円（内消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

（請求）

第8条 乙は、前条に定める費用について、甲による検収の後に請求するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の請求書に基づき、請求書発行日の翌月末までに乙の指定する預金口座への振込みにより支払うものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、納入した機器に品質不良、不足、その他の契約不適合な事項があるときは、機器の納入の日から1年、無償による機器の引換え若しくは手直しを行うものとする。ただし、当該事項が甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第12条 製品手配時や在庫からの調達時に該当機器について市場価格の著しい変動等により契約内容を変更する場合は、納入期限及び契約金額等について、甲乙協議の上定めるものとする。

(秘密の保全)

第13条 甲・乙いずれも本業務の遂行上知り得た双方の機密情報については、本契約終了後も継続して機密保持の責を負い、第三者に開示または漏洩してはならない。

(情報セキュリティの確保)

第14条 乙は、本業務による作業の一切(甲より開示された資料や情報を含む。)について、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責を負う。

2 乙は、本業務のために甲より提供される情報については、本業務の目的以外に利用してはならない。

なお、前項及び本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有する。

(損害賠償)

第15条 甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全てを賠償しなければならない。

(違約金)

第16条 甲は取り決めた納入期限までに機器を受領できない場合は乙に対し、遅延料を徴し、延期を許可することがある。遅延料は契約金額のうち履行遅延に係る部分に相当する金額について年3%の割合とし、履行期限の翌日から納入の日までの日数により計算した金額とする。

(反社会的勢力との取引排除)

第17条 甲又は乙が次の号に該当した場合は、相手方は何らかの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、総会屋、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。
- (2) 暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
- (3) 自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
- (4) 本契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき。

2 甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者についても、前項の規定を準用する。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が前条のほか、次の各号に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の席に帰すべき事由により、契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 本契約に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 正当な事由により相手方から契約解除の申し出があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成できないと認められるとき。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 荘 一 郎 印

(乙)

○ ○ ○ ○
○ ○

○ ○ ○ ○ 印